

## 節電に取り組む中小企業を応援します！

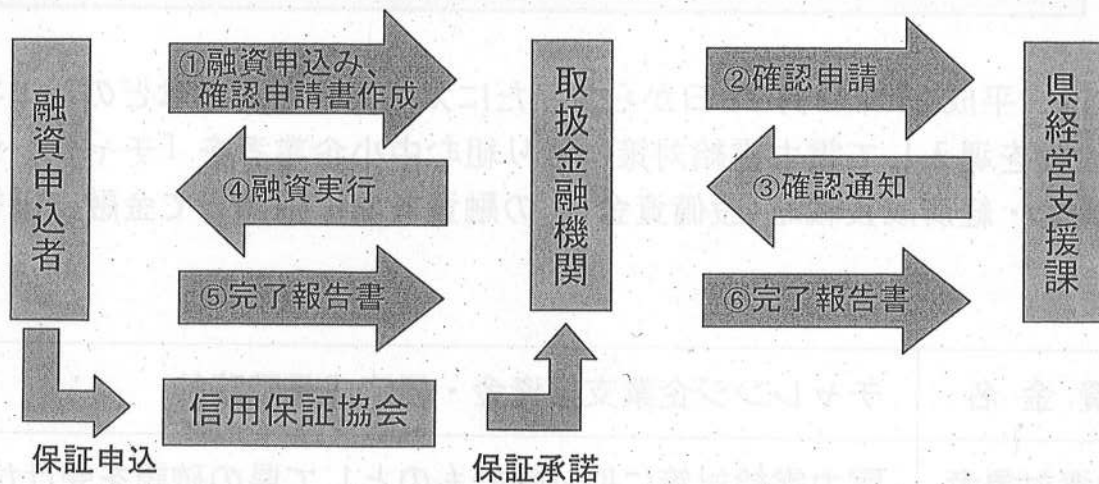
県は、平成24年6月22日から、新たに太陽光発電設備などの新エネ・省エネ設備を導入して電力需給対策に取り組む中小企業者を「チャレンジ企業支援資金・経済成長戦略(設備資金)」の融資対象に追加して金融支援を行います。

資金名	チャレンジ企業支援資金・経済成長戦略枠
融資対象者	電力需給対策に取り組むものとして県の確認を受けた方
資金用途	設備資金 太陽光・風力・水力発電等の再生可能エネルギーを導入する設備、コージェネレーション等による自家発電設備、LED照明等の省エネ機器など電力需給対策に寄与する設備
融資限度額	1億円
融資期間	7年以内(うち据置期間1年以内)
融資利率	1.00%
保証料率	0.35~1.72%(割引有) ※ 経営状況を踏まえた9区分
担保・保証人	必要に応じて徴求
申込先	伊予銀行、愛媛銀行、各信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、みずほ銀行、三井住友銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、愛媛県信用保証協会

中小企業向け融資制度については、県ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/taisaku.html>

## <融資申込から融資実行までのイメージ図>



### (ご利用にあたって)

- ・本資金を利用するためには、電力需給対策に取り組む事業であるかどうかについて県の確認を受ける必要があります。申込先の金融機関のアドバイスも受けながら、所定の確認申請書に必要事項を記入して、申込先の金融機関を通じて県経営支援課に提出してください。

#### <申請書添付書類>

- 会社の定款、概要及び経歴
- 直近の決算書
- 融資対象の確認要件を立証するための書類(事業計画書、資金計画書等)
- 導入予定設備のカタログ・見積書等)
- 設備設置箇所付近の見取り図
- 事業にあたって行政庁の許認可等が必要な場合は許認可証等
- その他必要と認められる書類
- ・また、設備等の導入完了後に、所定の設備等導入完了報告書(導入設備等の現場写真を添付)を金融機関を通じて県経営支援課に提出する必要があります。
- ・本資金は、県から金融機関に対して 0.5%相当額の利子補給を行ないませんので、通常の融資利率より低い優遇金利が適用されます。ただし、優遇金利の適用は、本資金全体の融資枠(平成 25 年度は 10 億円)までとなりますので、融資実績が融資枠に達した時点で終了となります。
- ・本資金は、愛媛県信用保証協会の保証付が前提であり、別途保証料(0.35%~1.72%の経営状況を踏まえた9区分)が必要となります。
- ・融資及び保証については、金融機関又は保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、県の事業確認は、融資を保証するものではありません。

○ 詳細は、県経営支援課(089-912-2481)または、お近くの取扱金融機関、県信用保証協会(089-931-2111)まで、お気軽にお問い合わせください。